

(令和6年度)

個人番号利用事務用一括導入パソコン等管理システム
(AD/MECM等)の賃貸借に係る質問事項回答

質問内容は、意図を変更しない範囲で文言を修正しています。

項番	質問該当項	該当項目	質問内容	質問回答
1	入札説明書 契約書案	1(2)賃貸借期間 (履行期限の延長) 第11条第2項 遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対して年2.5%の割合で計算した額の損害金の支払を乙に請求することができる。	賃貸借期間が令和6年7月1日からありますが、物件調達(保守)予定事業者より、現時点で調達予定のサーバ機器の納期が、令和6年8月末日頃の予定、令和6年7月1日の開始に間に合わないと回答がありました。 応札者(リース事業者)の責によらない事由による履行期限の延長(納期遅延)の場合は、遅延損害金等の支払請求なく、期間変更等協議をいただけるという認識で、応札してもよろしいでしょうか。	他の入札参加者も質問事項のような状況であれば、仕様書2(1)の構築期間を延長し、その分運用・保守期間も変更することも含め協議します。このケースにおいては、契約書案第11条2項の損害金の請求は行いません。